ID:　243

担当部署:　こども福祉部 福祉室 高齢介護課

処分の概要	延滞金の徴収
例規名 根拠条項	芦屋市介護保険条例　第9条第1項
例規番号	平成12年条例第11号

【根拠条文】

（延滞金）

第9条　法第132条の規定により普通徴収に係る保険料の納付義務を負う者は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額が1,000円以上（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）であるときは、当該金額につき年14．6パーセント（当該納期限の翌日から3月を経過する日までの期間については、年7．3パーセント）の割合をもって計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

2　前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

【基準】

根拠条文及び附則第7条の規定による。

（延滞金の割合の特例）

第7条　当分の間、第9条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

備考

設定年月日	平成28年4月1日	**最終変更年月日**	令和5年4月1日